

# 印紙税過誤納 確認申請書

GL2016

整理番号

提出用

OCR入力用 (この用紙は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。)

平成 年 月 日	申請者・請求者	住所 (〒 - )	電話 ( ) 局番
税務署長 殿	(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名		
収受印	(フリガナ) 同上代理人		

下記のとおり印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。  
 下記のとおり印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

区分	物件名	名称	納付税額		過誤納となつた理由 (その他は裏面参照)
			納付年月日	数量	
過誤納の事実					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
					<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他 ( )
合計 (数量及び過誤納税額)					
充当請求金額					
還付金額					

証拠書類	参考事項	還付を受けようとする金融機関
------	------	----------------

※ 上記の過誤納の事実のとおり平成 年 月 日確認し、(充当請求金額については同日請求のとおり充当し) ました。  
 なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

第     号

平成   年   月   日

1. 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀 行  
金 庫・組 合  
農 協・漁 協

本店・支店  
出張所  
本所・支所

預 金

口座番号

2. ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の  
記号番号

3. 郵便局等の窓口受取りを希望する場合

【注意】

- 「区分」欄には、印紙を貼り付けた文書、税印を押印した文書又は印紙税納付計器により印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押した文書に係る印紙税の過誤納については「1」、印紙税税印押なつ請求又は印紙税納付計器使用請求に際して納付した印紙税の過誤納については「2」と記載してください。
- 「納付税額」欄には、区分欄に「2」と記載した場合にのみ記載してください。
- 「※」印欄及び「税務署整理欄」は、記載しないでください。

税務署整理欄	請求年月日 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日	順 号 <input type="text"/> <input type="text"/>
	金融機関番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	通信日付印	平成 年 月 日 確認印





## 過誤納となった理由等

過誤納となった理由	内 容 等	
書 損 等	収入印紙をちょう付したり納付印を押した課税文書の用紙が、用紙の書損、損傷、汚染などにより使用する見込みがなくなった場合	
納 付 額 超 過	収入印紙をちょう付したり納付印を押すことにより納付した印紙税の額が、印紙税法に規定する正しい税額を超える場合	
そ   の  他	課 否 判 定 誤 り	印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙をちょう付したり納付印を押した場合
	二 重 納 付	印紙税法第9条から第12条に規定する納付等の特例を受けた課税文書について、その特例方法以外の方法により相当金額の印紙税を納付した場合
	税 印 の 取 り や め 等	税印による納付の特例を受けるため、印紙税を納付したが、税印の押なつの請求をしなかった又は請求を行ったが棄却された場合
	被 交 付 文 書 へ の 押 な つ	印紙税納付計器の設置者が被交付文書に対する納付印押なつの承認を受けていないにもかかわらず、交付を受けた課税文書に納付印を押した場合
	納 付 計 器 の 廃 止 等	印紙税納付計器による納付の特例を受けるため、印紙税を納付したが、印紙税納付計器の設置の廃止等により当該納付計器を使用しなくなった場合